

平成 28 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 1 回定例会 2 月 5 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 28 年第 1 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会会議録

平成28年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

平成28年2月5日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
 - 第5 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
 - 第6 一般質問
 - 第7 報告第1号 器物損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
 - 第8 議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
 - 第9 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合診療所条例の一部改正について
 - 第10 議案第3号 奥州金ケ崎行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部改正について
 - 第11 議案第4号 奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正について
 - 第12 議案第5号 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
 - 第13 議案第6号 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
 - 第14 議案第7号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
 - 第15 議案第8号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算
- ~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
- 第5 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
- 第6 一般質問
- 第7 報告第1号 器物損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第8 議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第9 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合診療所条例の一部改正について
- 第10 議案第3号 奥州金ケ崎行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部改正について

- 第11 議案第4号 奥州金ヶ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正について
 第12 議案第5号 平成27年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
 第13 議案第6号 平成27年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正
 予算（第2号）
 第14 議案第7号 平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計予算
 第15 議案第8号 平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（13名）

- |      |     |       |
|------|-----|-------|
| 議 長  | 渡 辺 | 忠 君   |
| 1 番  | 千 葉 | 敦 君   |
| 2 番  | 廣 野 | 富 男 君 |
| 3 番  | 及 川 | 佐 君   |
| 4 番  | 菅 原 | 圭 子 君 |
| 5 番  | 有 住 | 修 君   |
| 6 番  | 高 橋 | 政 一 君 |
| 7 番  | 阿 部 | 加代子 君 |
| 8 番  | 中 澤 | 俊 明 君 |
| 9 番  | 梅 田 | 敏 雄 君 |
| 10 番 | 今 野 | 裕 文 君 |
| 11 番 | 内 田 | 和 良 君 |
| 12 番 | 千 田 | 力 君   |

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

欠席議員（なし）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

説明のための出席者

- |               |           |           |
|---------------|-----------|-----------|
| 管 理 者         | 奥 州 市 長   | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者       | 金 ヶ 崎 町 長 | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者       | 奥州市副市長    | 江 口 友 之 君 |
| 監 査 委 員       |           | 菊 地 政 平 君 |
| 事 務 局 長       |           | 高 橋 寛 寿 君 |
| 事 務 局 次 長     | 兼企画総務課長   | 渡 辺 和 也 君 |
| 施 設 管 理 課 長   |           | 高 橋 一 義 君 |
| 会 計 管 理 者     | 兼出納室長     | 鈴 木 忠 孝 君 |
| 企 画 総 務 課 主 幹 |           | 安 倍 副 君   |
| 施 設 管 理 課 主 幹 |           | 菊 地 春 彦 君 |

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 消 防 長     |           | 阿 部 保 之 君 |
| 消 防 次 長   | 兼水沢消防署長   | 千 田 光 男 君 |
| 消防総務課長    |           | 千 葉 直 君   |
| 消防救急課長    |           | 平 裕 司 君   |
| 予 防 課 長   |           | 菊 池 亮 君   |
| 江刺消防署長    |           | 高 橋 義 則 君 |
| 消防救急課主幹   | 兼通信指令室長   | 宮 本 茂利義 君 |
| 消防救急課主幹   | 兼危機管理室長   | 及 川 一 彦 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課 長 補 佐   | 菊 地 耕 也 君 |
| 施 設 管 理 課 | 課 長 補 佐   | 菅 原 優 君   |
| 施 設 管 理 課 | 課 長 補 佐   | 高 橋 陸 朗 君 |
| 消 防 総 務 課 | 課長補佐兼人事係長 | 小野寺 和 則 君 |
| 企 画 総 務 課 | 副主幹兼企画係長  | 松 田 好 正 君 |
| 企 画 総 務 課 | 総 務 係 長   | 馬 場 隆 君   |
| 企 画 総 務 課 | 財 政 係 長   | 藤 原 丈 司 君 |
| 施 設 管 理 課 | 主 査       | 菅 原 敏 幸 君 |



議 事

午前10時 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成28年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、1番千葉敦議員、2番廣野富男議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等9件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針を行います。

管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 本日ここに、平成28年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会の開会に当たり、平成28年度の行政運営の基本方針及び主要な施策について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げるところであります。

住民生活にとって欠かすことのできない社会生活基盤である業務に携わる当組合に求められる役割は、安全の確立と地域住民の皆様にご信頼される業務執行であります。

このため、平成28年度は、より安全で安定的、効率的な業務執行を支える新技術の導入を



進めつつ、こうしたハードの整備による機能を遺憾なく発揮できる人的体制を構築し、将来にわたって地域住民と共存する一部事務組合として持続可能な体制を確立する新たな継続へのスタートの年とするものであります。

平成28年度一般会計予算は、新たな行政需要に的確に対応しつつ経費の節減を行い、予算総額は31億1,439万円で、前年度と比較して6億8,439万円の減となりました。

消防費における共同消防指令センター、消防救急デジタル無線の整備や江刺東分遣所の建設が完了することに伴い、この数年間膨らみ続けてきた予算総額に落ちつきを取り戻すことができました。

歳入につきましては、枢軸となる構成市町からの分担金は、26億7,379万円で前年度対比5,168万円の減となりました。

また、組合債については、大きなハード整備を終えることにより、9,240万円にとどまり、前年度対比6億4,310万円の減となりました。

主な歳出につきましては、ごみ焼却施設の長寿命化計画の策定、江刺東分遣所の運用開始、共同消防指令センター及び消防救急デジタル無線の運用開始などであります。

また、胆江広域水道用水供給事業会計につきましては、増加する供給水量に対応するための必要な経費を計上するとともに、経営の安定化のための経費節減に努めてまいります。

以下、平成28年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

初めに胆江地区衛生センターであります。供用開始から21年が経過したごみ焼却施設につきましては、より一層安全で安定的な施設としての延命化を図るため、国の交付金を活用して、平成28年度中に長寿命化総合計画の策定等を実施し、平成29年度からおおむね3カ年で基幹的設備の改良工事を行うための準備を進めてまいります。

また、計画の検討に当たっては、電力の一時的な低下による有害ガスの発生を極力なくし、災害時には地域住民のよりどころとしても機能できるよう、ごみの焼却で発生する余熱を利用した電力自給の方策についても検討を重ねてまいります。

福島第一原子力発電所事故による放射能汚染への対応につきましては、その終息まで長い時間を要し、今なお多くの国民が塗炭の苦しみを余儀なくされています。

こうした中で、当組合は構成市町との協力、連携のもとで、住民皆様のご理解をいただき、通常の可燃ごみに加えて、平成25年度から汚染された牧草、ほだ木等の農林業系廃棄物の焼却処理を実施しているところであります。引き続き適切な施設管理のもと、安全第一で着実に処理を進めてまいります。

また、放射性物質を含む一般廃棄物の処理に伴い発生する焼却灰につきましても、万全の態勢で対応していくとともに、定期測定を継続し、そのモニタリング結果について、組合のホームページなどで情報提供を行い、住民皆様の不安の軽減に努めてまいります。

粗大ごみ処理施設につきましては、「粗大ごみ処理施設整備計画」に基づき、平成27年度から行っている基幹設備の更新工事を引き続き実施いたします。

工事の施工時の安全確保を最優先に、ごみの受け入れ等の通常業務に支障を来すことのないよう努めてまいります。

し尿処理施設につきましては、平成26年4月から運転業務を委託しているところであります。組合職員による日常的・定期的な業務の実施状況の確認を行いつつ、事故の発生や機能停止などを未然に防ぐ予防保全の観点からも計画的に補修工事などを実施するとともに、受託者との定期的な協議の場を設けて、適正な施設の稼働を維持してまいります。

最終処分場につきましては、埋め立て処分する焼却灰等に含まれる放射性物質の溶出を防止するため、ベントナイト系遮水シートなどを用いながら、引き続き施設の安全性を確保するとともに、放射性物質のモニタリングにつきましても、現状どおり測定を継続し、住民の皆様から一層の信頼が得られるよう、適切に施設を管理してまいります。

広域火葬場及び広域交流センターにつきましても、受託者との打ち合わせを重ねて意思疎通を図り、より適切な施設の維持管理を行うとともに、住民の皆様が安心して快く利用できる施設の運営に努めてまいります。

介護認定審査判定業務につきましては、構成市町との連携を図りながら、迅速・公正かつ適正に業務を遂行し、介護サービスを必要とする方々及びその家族の皆様の日常生活を支えていけるよう努めてまいります。

診療所の運営につきましては、平成27年4月から小児夜間診療所の移管により、休日診療所と合わせて2診療所体制となっているところであります。

休日診療所においては、平成27年度に引き続き、多くの医療機関が休診する12月31日に診療を行います。また、小児夜間診療所においては、休日診療所と同様に大人も受診しやすい体制への準備を進めているところであります。

今後も、奥州医師会の協力を得て、構成市町と連携を図りながら、休日・夜間診療の充実に努め、住民の方々が安心して生活ができるよう初期医療の確保に継続的に取り組んでまいります。

次に、消防業務についてであります。

「消防力整備計画」に基づき整備を進めている江刺東分遣所につきましては、工事が順調に推移し、本年3月に完成する予定となっております。

江刺消防署管内の東部地域に、新たな消防活動の拠点を設置することで、これまで他の地域と比べ時間を要していた緊急車両の現場到着が短縮されることとなり、地域住民の不安が解消されるほか、奥州金ヶ崎地区全体の消防機動力の強化が図られます。

このことにより一層の住民の皆様への安全・安心に寄与するものと確信をしているところでございます。

予防業務につきましては、住宅用火災警報器の普及により、住宅火災の早期発見等の奏功事例が見られるようになりました。引き続き関係機関との連携のもと、住宅用火災警報器の設置を促進し、あわせて正常に機能するための適切な維持管理の周知を図ります。

また、査察規程の見直しや体制の強化を図り、防火対象物・危険物施設における査察実施率の向上に努めるとともに、関係機関と連携して法令違反の是正に取り組み、火災の減少及び被害の軽減に努めてまいります。

通信指令業務につきましては、当地区と盛岡地区及び北上地区の3消防本部により、共同で整備を進めてまいりました「共同消防指令センター」及び「消防救急デジタル無線」を本年6月から運用開始いたします。

最新の高機能消防指令システムの導入により、119番通報の受け付けから緊急車両の災害現場到着まで迅速に対応できることとなるほか、3地区の災害情報の一元化により救急の集中時や連続火災などにおいて相互の応援活動に柔軟な対応ができることなど、消防通信指令事務の高度化及び共同運用によって、複雑多様化する消防需要に広域的かつ効率的に対応することが可能となり、一層の消防力の強化が図られます。

これにより、かけがえのない住民の生命や財産が守られるものと期待をしているところでございます。

救急業務につきましては、引き続き救命講習を開催し、応急手当の行えるバイスタンダーを一人でも多く養成することにより、救命率の向上につなげてまいります。

災害対応につきましては、近年、国内でも「平成27年9月関東・東北豪雨」のような大規模災害が発生しているところですが、今後、発生が予想される災害に対して、緊急消防援助隊の応援出動を迅速に行い、受援体制についても万全を期してまいります。

次に、胆江広域水道用水供給事業につきましては、本格供給の開始から3年目を迎え、当地域における広域水道として、重要な役割を担っています。

本事業は、住民の皆様の日常生活に欠くことのできないライフラインであることを再認識し、水道施設の適切な維持管理を行い、健全経営のもと、我々に課せられた使命である安全で安心な水道水の安定供給に万全を期してまいります。

なお、現在の料金は、平成28年度までの期間として定めたものであることから、平成29年度以降の料金の改定に向け、準備を進めてまいります。

以上、平成28年度の組合の基本方針と施策の主なものを申し述べましたが、構成市町の分担金によってその運営が賄われている当組合といたしましては、負担すべき構成市町が、急激に進む高齢化と人口減少によって財政の縮小と硬直化が進んでいる中で、これまで以上に創意と工夫を凝らし、最少の経費で最大の効果が得られるよう、職員の英知を結集し、住民の期待と信頼に応えるべく渾身の力を注ぎ取り組んでまいります。

重ねて、議員各位並びに構成市町の市民、町民の皆様の方強いご支援、ご協力をお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第5、平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問を行います。

順次質問を許します。

2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） 先ほどの方針の中で、ごみ焼却施設の基幹的設備の改良工事の計画に当たって、災害時に地域住民のよりどころとする機能を持たせるという方針が出されたわけですが、どういう機能を持たせるというふうに考えているのかお願いをしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 2番廣野議員のご質問にお答えをいたします。

災害時のよりどころに役に立つというのは、あえてその機能を特別持たせるということではなくて、現在検討しております自家発電が実現すれば、例えば3.11のような場合、停電いたしました。ここでは電気を自給できると。そのことによって冷暖房ですとか、その他の必要な電気がここにおいでいただくことによって確保することができますので、これ以上の施設の拡大ということを検討しているわけではありませんが、今ある施設の中に避難をしていただくという可能性があるということで、災害時にもお役に立てるということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 3点お伺いをいたします。

2ページにあります長寿命化総合計画の策定についてと、3ページにあります火葬場について、4ページにありますバイスタンダーについての3点についてお伺いをいたします。

2ページの長寿命化総合計画の策定を実施しということで、全員協議会のほうでもご説明をいただきました。その中に今後のスケジュールということで、長寿命化計画の策定を行うこととか、また仕様書の作成、環境への影響調査とか、また工事のスケジュールを示していただいたところでありますけれども、もう少し詳しいスケジュールをお伺いしたいというふうに思います。

まず、構成市町であります奥州市議会、金ケ崎町議会での今後のこうした長寿命化総合計画、83億円もの総額ですけれども、工事費がかかるということになってまいりますので、それぞれの構成市町への2回目の報告をどの時期にされるのかお伺いをします。

それから、大変な83億円、中でも一般財源というところでは相当な金額がそれぞれの構成市町から予算をいただかなくてはならないということになってまいりますので、その予算に関しましても計画を策定して、仕様書等が策定されて金額等が明確になった段階とは思いますが、構成市町に対してその予算をどの時期にお願いしていくのかということをお伺いしたいと思います。

まず、本議会では大筋のところ、どういう方向で長寿命化計画を進めていくかということの今回の策定に入るわけでございますけれども、その後ということでスケジュールをお伺いしたいというふうに思います。

それから、3ページの火葬場についてでありますけれども、前回のときにも若干お伺いしたわけですが、残骨灰の処理ということにつきまして、当広域火葬場の残骨灰処理に関しましては1円入札がずっと続いているということでご報告をいただいております。この残骨灰の処理ということにつきましては、厚生労働省のほうからも六価クロムが大変問題になっているということで、それぞれの火葬場のほうにこの残骨灰の処理については調査するようというふうな通達も来ているようではございますけれども、今業者さんをお願いをして適切に処理をさせているというふうなご答弁をいただいておりますが、本当に適切に処理をされたのかどうかということも組合としてきちっと調査すべきだというふうに思いますので、その辺の考え方。

また、この六価クロムが出るという原因が火葬場においてのステンレス製の台に起因をしていて、それが化学反応を起こすということがわかっておりますので、火葬場においては台のところではステンレス製の台を取りやめるというふうなところもあるようでございますので、当火葬場でもステンレス台の取り扱いの点、どのように考えられているかお伺いしたいと思えます。

それから、残骨灰の処理について1円入札が続くということなのですが、その中、残骨灰のほかに貴金属、硬貨等が入っているために、それを処理して、そういうものを分別して、それをお金にかえることができるということがあるようですけれども、名古屋市、また東京都のほうでは遺骨に残った金属を売却することによって、名古屋市のほうでは1,000万円、東京のほうでは300万円というふうなことで収入になっているということでございますけれども……

○議長（渡辺忠君） 加代子議員、マイクにスイッチ押して。

○7番（阿部加代子君） 済みません。その辺の遺骨の今後の残骨灰の処理に関して、今の現状でいいのかどうか、検討が必要だというふうに考えますので、この辺の考え方について。

それから、4ページ目、バイスタンダー、お一人でも多く養成するというふうなことでございますけれども、前回一般質問させていただきましたが、バイスタンダー保険、バイスタンダーになるということになりますとさまざまな危険が伴いますので、バイスタンダー保険についての導入についてどのように検討されているのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、私のほうからは焼却施設の長寿命化関係と火葬場の関係についてご答弁をさせていただきます。

長寿命化に係る今後のスケジュールということではございますが、基本的には28年度に設計等の業務委託を行い、この中で具体的な工事の内容、そして金額を積算するというふうになると考えてございまして、その過程で現在お示ししている概算の経費に変更が生じるというふうに思われますので、これらの内容については構成市町への説明及び組合議会の皆さんへの説明を行いながら進めていくというふうに考えております。そして、事業費を確定させ

まして、業者への発注をするのが平成29年度になるであろうと。発注後、おおむね36カ月、丸3年の工期は必要になるのかなというふうに考えているところでございます。今後のいろいろな動きに合わせて構成市町、組合議会議員の皆さんへの説明をその都度行うというふうに考えておりますが、構成市町の議会等への説明につきましては構成市町が行うということで、従来から事業と申しますか、ここの業務については進めてきておりますので、長寿命化関係についても構成市町の議会の対応については構成市町が判断をされることになるかと考えております。

それから、火葬場の件でございますが、まずは残骨灰の処理については、ご指摘のとおり業者に依頼して処理をしているところでございまして、業者のほうでその成分については調査をし、その上で適切な処理をしていただいているというふうに認識をしております。

それから、ステンレス台が原因でクロムが発生するということについては、ちょっと私どものほうに具体的なそういう通知と申しますか、データについては承知をしておりますませんでした。そういうことがあるとすれば検討することになるというふうに思いますが、どれだけの経費であるとか、あるいは交換するための休止する期間が必要なのかとか、そういったことの検討が必要かというふうに思いますが、今のところ現在使用している台が原因で六価クロムが発生しているという具体的な認識は持ってございませんでしたので、これは調査をさせていただきたいというふうに思います。

それから、1円入札の件でございます。確かに現在おいでいただく業者については、議員ご指摘のとおり灰の処理の過程で有価物が発生することから、それぞれが最低の価格の1円を提示いただく業者が数業者ございまして、その中で抽せんで決定をしているという実態でございます。県内においては、近隣の市で一時的有価物分について発注者側に売り上げ分を戻すといったようなことをやったところがございまして、継続するのは難しかったようで、またいわゆる競争入札の中で1円入札といったような形に戻っているというふうな実態もございまして、どのような形で行うのが望ましいのか。

それから、残骨灰の中から回収をした貴金属を私どもが売ること自体に戸惑いというものもございまして、具体的に貴金属回収をして、その貴金属を換金するといったようなことは、実はそんなに具体的には検討してきていないという部分がございます。この辺については、お亡くなりになられた方々が身につけていたものが残ることでもございまして、なかなかいわゆるドライに考えることでいいのかどうか、この辺も含めて少し近隣の状況を調査してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 7番阿部議員のご質問にお答えいたします。

バイスタンダー保険につきましては、民間の保険会社4社に照会しております。そのうち1社無回答、対応できないというのが2社、1社は対応が可能ではないかという回答をも

らってございます。この1社につきましては、救急、バイスタンダーの感染リスクの事象、対象の査定体制を消防本部で整備してほしい、東京消防庁で整備しているので、それと同程度の整備体制を整備してほしいという要望がございます。その上で、当地区の救急件数からして大体掛金は10万円くらいではないかという話をいただいております。今後この奥州金ケ崎地区のニーズの把握、これは救命講習の機会を捉えてバイスタンダーになる皆さんの感染リスクの調査をしてみたいと考えています。また、東京消防で行っている査定体制についての検討も加えて進めてみたいと考えております。

また、全国消防協会におきましても既存保険、これは消防業務に関する賠償責任保険というものに加わってございますが、この保険の中で保障を追加できるのではないかと検討もしているとの情報も入っておりますので、総合的に検討して進めてみたいと考えているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 質問の順番逆になりますけれども、まずバイスタンダーの件は了解いたしました。ありがとうございます。

それから、残骨灰の処理に関しましては、ぜひ検討していただけてということでもよろしくお願ひいたします。

それから、長寿命化計画のことに関しましてですけれども、まずは当議会としてこの設計の業務の予算を可決した後にそれぞれの構成市町に説明がなるのかなというふうに思いますので、その構成市町がそれぞれの議会に行くということはそのとおりだというふうに思いますが、大切なことは当議会として大筋の方向をきっちり定めていかなければならないのだというふうに思います。それで、ただいま事務局長のほうからのご答弁の中に、それぞれの構成市町が説明を行うというふうにありましたけれども、予算というところではいつぐらいに、28年度に確定をさせてということで、29年度に発注ということでございましたけれども、そうしますと29年度のときにそれぞれの構成市町に予算をお願いする時期ということの判断でよろしいのでしょうか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

工事に係る予算につきましては、現在想定をしておりますのはちょうど1年後、来年のこの時期に29年度の予算をご審議いただく際に具体的にはお願いをすることになるだろうというふうに思います。当然その前段で発注支援業務と呼んでおります委託業務の中で、刻々と積算が進んでまいりますというふうに考えております。当然途中経過も含めて構成市町とは協議をすることになると思いますが、組合議員の皆様にもその時期を捉えてその状況をお知らせしながら、来年の今ごろの新年度予算のご審議をお願いするというスケジュールかと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 2点について質問をいたします。

まず1点目は、2ページにあります汚染牧草、ほだ木の焼却処理についてであります。平成25年度から実施をしまして、今年度末で大体50%程度終了というふうになるということでもありますけれども、順調に処理されてきているというふうに捉えていいのかどうかということが1点です。なおかつこれが終了するのが、そうしますとさらに3年後というふうになるのかどうかということで質問をいたします。

2点目については、2月1日の全員協議会で協議された衛生センターの長寿命化計画についてなのですが、これまでの経過等も含めて質問をしたいのですが、この場で質問してよろしいでしょうかということでお伺いをしたいと思います。その後で質問いたします。

○議長（渡辺忠君） では、認めますので続けてください。

○6番（高橋政一君） それでは、質問させていただきます。

実は、前回の全協のときに10月の説明のときの資料がなくてあやふやだったものですから。実は、まずCO₂削減3%の方向でいくという話が10月の全協のときにありまして、そういう中で第1案、第2案、この間説明された第3案除きの1案、2案について説明がありました。その中で、当初想定された工事費等も出ておりますけれども、その金額が若干5億円ほどこの間、1日に説明された金額とは違っておりますけれども、その理由をお聞きしたいと思いますし、第3案が出てきた経過についてもお伺いしたいと思いますし、それから一般廃棄物処理施設整備検討委員会、これが実は開催されて、10月の説明のときには特にこれについての言及はなかったわけですが、この委員会の中での検討の中身が関係しているのかと思いますけれども、その検討の経過をお知らせいただきたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 6番議員に申し上げますが、今質問項目聞いていますと、この後一般質問される方にちょっと重なる部分があるのですけれども、ちょっとその辺検討していただけたらという思いで今話しましたけれども。

6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） はい、わかりました。それでは、一般質問があるようですので、終わりましたらば予算のところに関連しますので、そこで質問したいと思います。

○議長（渡辺忠君） 済みません、どうも。牧草の件は、今お答えいただきますので。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、6番高橋議員のご質問にお答えをいたします。

牧草等の農林業系の廃棄物の処理の件でご質問をいただきました。現在までの処理につきましては、開始するまでいろいろ準備に時間を要したところがございますけれども、現在の進行については順調に進んでいるというふうに見えております。それで、ご指摘のとおり平成25年から5、6、7と3年かかったというふうに見えるわけですが、平成25年度につきましては年度末の3月に一部焼却をしたということがございますので、その後26年度にな

ってから本格的にスタートしている状況でございます。それで、現状のとおりに進ませていただければ、平成29年度中には現在把握している農林業系の廃棄物の処理は終了すると考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） この処理について、29年度中に実は終了できないと、仮にですよ。延びるということになった場合についても、例えば農林業系廃棄物のいわゆる補助金が来ておりますけれども、それらについては29年度中ということではなくて、それが繰り延べになっても交付されるということで考えてよろしいのかどうかということをお聞きします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えいたします。

現在は、環境省の補助金をいただいて処理に取り組んでいるわけございまして、計画として29年度中に終了するという計画で提出をしております。これが変更せざるを得ないということになれば、計画変更協議を行って実施期間を延長するということになるかと思いますが、具体的に補助金といえますか、そういうものが対象になるかどうかというのは協議をしてみなければわからない部分がございますけれども、情勢からして放射性で汚染されたものの処理に係る補助金が実施期間の延長によって廃止をされるということはないのではないかと期待はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 11番内田和良議員。

○11番（内田和良君） 4ページの中ほどにあります消防救急デジタル無線の導入という、運用を6月から開始しますという説明がありました。これの導入予算と、このことによって通報受け付けから緊急車両の現場、災害現場到着まで迅速に対応できるという、何割ぐらいアップ、時間的になるのかをお尋ねします。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 11番内田議員のご質問にお答えいたします。

消防救急デジタル無線及び指令共同の予算9億円弱だったと認識してございます。あと迅速に対応できる、何分くらい早くなるかという質問につきましては担当課長から回答させます。

○議長（渡辺忠君） 平消防救急課長。

○消防救急課長（平裕司君） お答えさせていただきます。

現在当消防本部で運用している高機能指令センターもそれなりにより機械でございますので、そういった高機能指令センターを導入していない消防本部であれば何分というふうにごくアピールできる場所ではございますけれども、今回の3消防本部合同で整備する指令センターを導入することによって、現場到着までの時間が明らかに短縮されるということは

確信してございます。その理由としては、指令を受理したと同時に緊急車両のほうに災害地点までのルートが明示されます。ですので、そういったルートの確認というふうな部分が省略されるといいますか、簡略化されるといいますか、そういった部分がございまして、そういったところがすごくよい機能というふうに認識してございます。ですので、何分と明確にお答えすることはちょっと難しいところでございます。申しわけございません。

○議長（渡辺忠君） 11番内田和良議員。

○11番（内田和良君） なぜこういうことをお尋ねしたかといいますと、私ごとでございませぬけれども、昨年暮れに火を出してしましまして消防の皆さんに大変お世話になりました。一市民として消防活動を体験してといいますか、見させていただいて大変に頼もしい、ありがたいということをしみじみと認識したところであります。

ただ、連絡をしてから来るまでの時間というのは、火を出している者にとっては3倍ぐらい長く感じるのだなということの後で認識しましたけれども、後で見ると七、八分で恐らく電話してから来ていたのだなと思っておりますが、自分ちのホースでびいっとささやかな水をかけて、まだ来ないかと思っている者にとしてみると二、三十分たっているような気がしたものであります。市民にとっては、今度このような対応、体制をとるということは、体験した者にとっては大変ありがたく思うものであります。具体的に何%、何割ぐらい時間が短縮になるのかというのは、ちょっと酷な質問だったかもしれませんが、体験市民にとってはリアルに知りたいと思ったものでありますからお尋ねをしたところであります。ただ、現地に行く通路を調べる時間が不要になると、すぐぱっと出るという具体的な内容を聞きましたので納得をしたところであります。今後とも一層このように市民の安心、安全をお守りいただきたく思うところであります。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 4番菅原圭子議員。

○4番（菅原圭子君） 小児夜間診療所の名称、改正に関して、その内容について詳しくお伺いしたいので、教えていただきたいと思っております。

大人の方も診療できる体制になるということで、今回名称が、条例が変えられるということでございますが、それらに関する準備状況。例えばそうすることによって人数、人員がどう変わるかとか、あるいはお医者さんの人数が変わるとか、看護師さんがふえるとか、それに関する準備として器具がふえるとか、そういう状況が全然見えてまいりません。

また、診療内容につきまして、以前の診療所の問題のときに検査の関係のことが出てまいりましたけれども、そういう検査の分野に関しては、大人も診療範囲に入ることによって何かできることがふえるのかどうか、診療所の変化の内容とかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前10時19分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 以上で管理者演述に対する質問を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。以上をもって管理者演述に対する質問を終結いたします。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時05分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第6、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、7番阿部加代子議員。

〔7番阿部加代子君登壇〕

○7番（阿部加代子君） 7番阿部加代子です。通告に従い3件の質問をいたします。

1件目、消防本部の庁舎建てかえについてお伺いをいたします。奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部水沢消防署庁舎は、昭和53年7月より供用を開始し、耐震補強工事は平成20年度に実施され、平成21年1月に完了しています。組合議会議員で消防本部施設の視察をさせていただきました。耐震補強はされておりますが、施設、設備には老朽化が目立ちます。また、女性職員のためのスペースの確保も不十分であります。消防本部の庁舎は、救急、火災などから市民、町民の生命、財産を守るための司令塔であり、重要な施設です。いずれ庁舎の建てかえが必要になります。目標を持ち、計画の策定が必要ですが、管理者のお考えを伺います。

2件目、最終処分場、次期の建設についてお伺いをいたします。前沢区の一般廃棄物最終処分場については、放射性物質を含む焼却灰を埋設されています。通常30センチの覆土ですが、放射性物質の関係で50センチの覆土が義務づけられており、平成38年度ごろには満杯になると見込まれています。廃棄物最終処分場の開設については、稼働の通常10年前からの開設準備、計画をするのが一般的とされています。現在の地域は、メガソーラーが設置されることになっております。次期の建設準備に向け、どのように取り組むお考えか、管理者にお伺いをいたします。

3件目、漏電遮断器の設置推進についてお伺いをいたします。火災から市民の生命、財産を守るためご尽力をいただいております関係各位の皆様にご心から感謝を申し上げます。火災は、さまざまな原因で起こります。その一つに漏電火災があります。漏電遮断器は、最近の住宅には取り付けられておりますが、古い住宅ほど設置されていません。漏電遮断器をつけていれば火災を防止できたと思われる火災があることから、設置を進めるよう周知をすべきと考えます。管理者のお考えを伺います。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 阿部加代子議員のご質問にお答えをいたします。

1件目の消防本部庁舎についてであります。現庁舎は昭和53年の供用開始から37年が経過し、平成20年度に耐震補強工事を実施して躯体の強化を行ってきたところであります。

また、近年の女性消防職員の採用等によるさまざまな変化に対しても手狭な現庁舎を工夫しながら対応し、また老朽化に伴う施設の補修を必要な都度実施するなど、住民の安全、安心を守るかなめとしての消防力の低下を招かないよう、適切に維持管理を行っております。

庁舎の建てかえの計画につきましては、現時点においては白紙状態であります。将来この地域の人口動態や人口集積の状況、消防本部と各署所の組織体制などの検討も含めて将来的な課題として捉えているところでございます。

次に、2件目の次期最終処分場の建設についてお答えをいたします。初めに、現在の胆江地区最終処分場の埋め立て状況につきましては、平成23年3月の供用開始以来、平成27年4月時点で埋め立て容量12万5,000立方メートルに対して2万5,253立方メートルを埋め立て、残余容量としては9万9,747立方メートルとなっております。

胆江地区最終処分場へ埋め立てている焼却灰には放射性物質が含まれていることから、覆土の量がふえているものの、建設時に埋め立てを予定していたれんがくずなどの搬入がないこともあり、埋め立て容量全体の約20%の進捗で、当初の予定どおりの埋め立て状況となっております。

また、最終的な胆江地区最終処分場の供用期間の終了時期につきましては、平成38年度中を見込んでおり、おおむね10年後までには次の最終処分場の整備を終える必要があると考えております。

次に、2点目の次期最終処分場の建設の取り組みについてであります。議員ご指摘のとおり現在胆江地区最終処分場の整備は、平成15年度の共同設置による整備の協議、検討開始以来10年近く期間を要し、平成23年3月に供用を開始したものであり、他の清掃施設と同様に最終処分場の整備につきましては長期間を要するものであります。

当組合におきましては、次期最終処分場の整備に向けて、新たな最終処分場の建設場所、スケジュール等を含めた整備方法について、構成市町の環境担当部門と平成28年度から協議

を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3件目の漏電遮断器の設置推進についてであります。管内における漏電火災の発生件数につきましては、過去10年間の電気を起因とする建物火災39件のうち2件となっております。

漏電遮断器は、電気製品の絶縁不良に起因する感電や火災事故を防ぐため、経済産業省が所管する省令により設置を勧告しているものであり、設置状況の詳細を把握できる立場にないのが現状であります。その上で、経済産業省産業構造審議会の資料では、平成26年6月時点で、全国の一般住宅で89%、うち新築住宅ではほぼ100%設置されております。

奥州市及び金ケ崎町の状況について東北電気保安協会に照会したところ、ほぼ同様の比率であるとの回答を得ております。未設置となっている約10%の家屋については、古くからの民家などであり、実情が判明した際には電気保安協会へ情報を提供し、指導などによる設置を促すことに協力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） まず、1件目の消防本部の庁舎の建てかえについてということで、管理者のほうとしても課題であるということで捉えられているようでございますけれども、もう一歩具体的に進めていかれるべきではないかというふうに思います。例えば耐震補強工事が20年度に実施され、21年度に完了をしております。この躯体の部分がいつごろまでもつのかというようなこともあると思います。耐震補強とは別に躯体の部分がいつまでもつのかということとか、また躯体は大丈夫なので改修するのか、新築するのか、また現在の場所も住宅街となっております。また、ヘリポートもないような状況であります。また、女性職員の管理者のご答弁の中にもありましたけれども、工夫を凝らしながら使っている状況ではありますけれども、安心して休養、またトイレの設置等もきちとなされていないような状況でありましたので、やはりその辺の整備も必要になってくるというふうに思いますので、ぜひ場所のこととか新築、改修がいいのかとか、検討委員会の立ち上げをぜひ検討していただけないかということでお伺いをいたします。

2件目の最終処分場、次期の建設についてということでは、28年度に協議を始めるということでございますので、ぜひ協議をしていただいて、稼働の10年前から準備を始めるということになっておりますので、協議をしていただきながら、安心して住民の生活が守られるというような状況をつくっていただきたいというふうに思います。特にも今回その場所になった経緯、それから不適切な工事が行われた件もございましたので、ぜひ慎重に設計、施工についても検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、その点についてお伺いをいたします。

それから、漏電遮断器の設置推進についてということで、漏電遮断器の所管につきましては経産省ということになりますけれども、火災防止ということで市民周知、特にも古い住宅、そこについていないということが明確でございますので、そういう住宅について、ぜひとも

漏電遮断器を設置していただくようにということで、経産省もそのとおり周知はされるのだと思いますけれども、消防のほうからもぜひ声がけをしていただければというふうに思います。電気は目に見えませんが、どこで火災が起こるかということで大変心配なところがございます。ぜひ推進の声を積極的にしていただければというふうに考えますけれども、もう一度伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 消防本部の部分については、今申し上げましたとおり現状では白紙です。その原因の一つとして、まず28年度から江刺の分遣所ができ上がる、それから共同指令体制のシステムがその場所にしっかり構築されるというようなことがあります。まずはこの部分のところをしっかりと見据えた上で、そのあたりをしっかりと見据えた上で次の段階ということでありまして、現実的には場所等々、そう簡単に決められるものではないので、このことについては慎重を期していかなければならないということでありまして、耐震も行われておりますし、躯体自体がここ数年で何か大きな支障があるというふうなことはないというふうに伺っていることから、取り巻く状況を、先ほど答弁いたしましたけれども、そういう状況を見きわめながら適時適切な時期に準備を開始していかなければならないという認識に立っているということでありまして、それを来年からというようなことではないのかなというふうに思っているということでありまして、このことによって市民、あるいは町民の安全、安心が損なわれるというようなことはないということとして、これは万全たる前提で考えているということでありまして、いずれ将来にわたっては課題であるという認識は持っているということでございます。

最終処分場につきましては、不適切な工事、確かに排水ダクトと言えはいいのですか、あの辺でちょっと問題があったということはそのとおりでありますけれども、いずれこれは慎重の上にも慎重を期して丁寧に場所を選定し、実行していかなければならないということでございますので、今ご指摘のあったような点も含めて、28年度においてからどういうふうなことからして検討課題がどのくらいあるのか、どういうふうなことをしていくのかというふうな部分については、埋め立て完了時期が平成38年を見込んであるということになれば、ちょうど11年前ということでありまして、決して早い時期ではないのかなということも感じております。また、どちらかというところと歓迎される施設でないということも含めて、この辺のところは丁寧に検討をし、そしてご理解をいただくという、その作業にこそ大きな時間がかかるというふうに思いますので、この辺についてはさまざまな課題、これまでも一度経験しているわけでありまして、そういうふうなものをしっかりと土台に検討していきたいということでございます。

消防のほうの部分の漏電遮断器の部分につきましては、先ほど答弁をいたしましたけれども、関係する保安協会さんとか、東北電力さんとか、さまざま関係をするようなところとあわせて、あと各市町からの情報なども得られるものかどうかということもやや特定できるわ

けです、議員おっしゃるとおり。なので、その辺どういふふうな検討が必要なのかということころを少し考えさせていただきながら、できるところから対応するということになるかと思ひます。

なお、行政組合で発行している機関誌であるとか、そういうふうなものにおたくには漏電遮断器がおつきですかみたいな啓発の記事なども載せる必要もあるのかなどというふうに思ひましたけれども、それができるかできないかも含めてでありますけれども、ご提言あつた分についてどのような対応ができるのか検討してまいりたいと、このように考へております。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 消防本部の庁舎の件についてだけもう一度お伺ひをいたします。

確かに消防本部がすぐどうにかなるといふことだったら大変なことなので、ならない前に目標を持って検討に当たっていただくということが将来に向かつて構成市町の市民、町民の安全、安心につながっていくといふふうに思ひますので、目標を持って、またどういふふうにするのかといふことを早い段階で検討されていくといふことが必要になってくるといふふうに思ひますので、もう一度お伺ひして終わります。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） おっしゃることはよくわかります。そこも含めて、これは決して先送りして検討時間を縮小しようなどといふことではございません。必要とされる改修はしっかりしていくといふことではございますけれども、長寿命化の件であるとか、そして先ほど申し上げました共同のデジタルの無線の共同化といふようなものなどもあることから、まずは今取り組むべきところをしっかりと取り組みつつ、またそれぞれの市町との総合計画等々の各種計画との整合性もとらなければならないといふふうな分からは、そういうふうな検討すべき時期といふのは、いずれしっかりと出てくるといふふうに考へているところでございます。そのようなことから、いつからといふことではなく、そういうふうな課題があるといふことについては管理者、副管理者とも強い認識を持っているといふふうなことでございますので、ご理解をいただければと思ひます。

○議長（渡辺忠君） 一般質問を続けます。

次に、1番千葉敦議員。

〔1番千葉敦君登壇〕

○1番（千葉敦君） 1番千葉敦です。私は、さきに通告した清掃業務について管理者に伺ひます。

胆江地区衛生センターのごみ焼却施設は、平成6年の供用開始以来21年を経過し、一般的なごみ焼却施設の耐用年数20年を超え、今後安全、安心な施設として更新が必要とされています。ごみ焼却施設について、県において県南地域の統合計画がありましたが、平成25年11月に当面一関地域と奥州金ヶ崎地域2施設の体制とする方針が決定しました。このことから、当組合ではごみ焼却施設の基幹改良工事を実施し、延命化を進めることとなったといふ説明

が議員全員協議会でありました。昨年10月19日の説明では、CO<sub>2</sub>削減量3%を達成するよう現施設の基幹工事案と、さらに片炉に廃熱ボイラー設置し、蒸気タービン駆動による発電設備を増設する案の2つが出されました。今週月曜日の2月1日の説明では、第3の案として2炉に廃熱ボイラー設置し、蒸気タービン駆動による発電設備を増設する案が追加されました。10月23日に設置された一般廃棄物処理施設整備検討委員会では、これら3つの案について比較協議の結果、第3の案が総合的に最良であると、そういう説明でございました。そこで、以下の点について管理者に伺います。

1点目は、10月の説明では2つの案であったが、最終的には3つの案で検討しております。3番目の案がふえた理由について伺います。

2点目は、10月の説明より基幹改良工事の事業費がふえている、その理由について伺います。

3点目は、維持管理費の中で15年間の支払い電気料を見積もっています。どのような算出方法なのか伺います。

4点目は、維持管理の方法とコストに点数をつけた上で総合的に第3の案を選定されていますが、配点の考え方について伺います。

5点目は、基幹改良工事の設計についてどのように考えているのか伺います。

6点目は、長寿命化計画策定業務、それから基幹的設備改良工事発注支援業務、そして基幹改良工事本体の発注方法についてどのように考えているのか伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 1番千葉敦議員のご質問にお答えをいたします。

今回のごみ焼却施設の延命化工事の検討に当たっては、長期間にわたって可能な限り安全で安定した施設としてリニューアルし、地域住民の皆様と共存できる施設とすることを最重要の命題として検討をいたしました。

その中で、昨年10月、議員全員協議会においてご説明した時点では、1案として現施設の設備更新のみを行う案、第2案として1炉のみにボイラー、タービン発電設備を増設するという2つの案を示したところであります。

その後、より安全で安定的な維持管理の方法を検討する過程の中で、ごみ焼却炉1炉のみに廃熱ボイラーを設置した場合、片炉のみの長期間の運転となるため、炉の消耗が激しくなり維持管理が非常に難しくなること、また1炉に故障が生じた場合、計画どおり発電を継続することが不可能になることから、施設の安定稼働を確保できる2炉へボイラー設置を加えて検討したものであり、その結果、2炉にボイラーを設置する案を最良としたものであります。

ここで申し上げますけれども、発電タービンは1個です。ボイラーをたいてタービンを回



すのですけれども、1炉目、2炉目にボイラーをつけて、それで発電できる設備は1カ所と  
いうことであります。そのことにより、今までと同様な運用ができる。片炉にだけ負担をか  
けずに両方に負担をかけるというか、負担を軽減しながら、より安定的に対応ができるとい  
うこと。それから、片炉運転を繰り返すということによって炉のメンテナンスが十分にでき  
るといふ、そういうメリット。これは、何よりも地域住民の方々への安心、安全を最大限考  
慮しなければならないということで、10月当初にはつけるかつけないかという大きな部分で  
ありましたけれども、つけるのであれば2炉にボイラーをつけたほうがよかろうというふう  
に検討したものでございました。

2つ目に基幹改良工事の事業費がふえた理由についてであります。全員協議会で説明後  
に改良工事内容を組合において精査した結果、ごみクレーン設備の改良も必要であることが  
判明いたしました。このことから事業費がふえたものであります。

3つ目に基幹改良工事後15年間の維持管理における電気料の見積額の算出方法についてで  
ありますが、電気料金は基本料金と使用した電力量による料金などで構成されており、平成26年  
度の実績値から各案ごとの年間電力購入量を算出し、これに平成27年度の料金単価を用いて  
15年分の料金を積算したものであります。さきの全員協議会のところで別紙という形の中で、  
このごみ施設の長寿化計画についてということで資料をお示ししているところでございま  
すけれども、15年間の維持費としてA案、要するに現状改修の場合には28億1,000万円、B案、  
片炉のみにボイラーをつける案では12億7,000万円、2炉の場合には9億1,000万円というふ  
うなことで資料としてお示したわけでありましたが、実は2炉ボイラー、第3案というふう  
な部分におきましてもボイラーの点検ではなく、発電タービンの点検を年に1度しなければ  
ならない。要するに発電装置自体を休止してとめなければならないということで、約1カ月  
ほどのメンテナンス期間は、当組合においてこの設備を設置しても発電ができない状況にな  
るわけでありまして、ですから、この1カ月間は電力会社からの電気購入をしなければなら  
ないということになるわけでありましてけれども、現状の契約内容では月に約500万円程度になる  
のかなというふうな、これ私の概算ですから正確ではないですけれども、毎月その程度の基  
本料金、電気を使わなくても、この基本料金は払い続けなければならない。1カ月だけ電気  
を使うわけでありましてけれども、12カ月分の基本料金と1カ月分の電気使用料を払うとい  
うことで、2炉にボイラーを設置した場合と、そうでない場合でも12.7億円と9.1億円と大きな  
差になっていないというのは、電気の基本料金がここに積算されているということで、この  
ようなことでございます。結果になったということでございます。このことについても予算  
をお認めいただくということが前提となりますけれども、どういうふうな電気の契約の状況  
があるかというのもあわせて検討していかなければならないというふうな考えているところ  
でございます。

4つ目に維持管理、コスト比較における評価項目のウェイトと配点の考え方についてであ  
りますが、評価項目のウェイトは維持管理費が3項目、コストが1項目の合計4項目を同列

として配分し、配点については、維持管理についてはその難易度やトラブル時の対応など、今後の運転管理を考慮して最もすぐれていると考えられるものから3点、2点、1点、コストについては最も少ないものから3点、2点、1点としたものであります。これもお示したように、この間の部分で示したように、得点については1案7点、2案7点、3案が10点というふうな配点になったということで、これも既にお示しをしているところでございます。

5つ目に基幹改良工事の設計についてであります。基幹改良工事の設計とは工事の規模、内容、範囲などの仕様を定める発注仕様書を作成し、これに基づいた事業費の積算を行うものであります。今回お願いしているのは、この部分であるということであります。

最後に、長寿命化計画策定時の委託業務、基幹改良工事の発注の考え方についてであります。長寿命化総合計画の策定業務委託契約と基幹改良工事の発注支援業務委託契約については指名競争入札を想定しており、また基幹改良工事の請負契約につきましてはプロポーザル方式を想定しているところであります。まずは、設計に入って2炉にボイラーをつけ、1つの発電タービンを回すというような改修を行った際に、今概算で83億円ということでお出ししておりますけれども、それがそのとおりいくのかいかないのかというふうなものが明らかになります。その都度当議会にもご説明を申し上げるのはもちろんであります。関係する金ケ崎町、奥州市の議会等にもそのことをお示し申し上げながら、ご理解のいただける範囲の中で最終の形を決めていくということでもあります。そのご決定をいただくにおいても正確な資料をつくり、ご検討いただくという作業が何よりも必要になってくるものということでございまして、決してここで設計の業務の予算が決まったからといって必ずしもそのとおりいくということではなく、どのようにしていけばいいのかというもとなる正確な資料を積算し、そしてご検討いただくための資料をまずは作り上げなければならない。その際に第3案を決定したということは、最終的に経費的に15年のランニングコストも考えて、2案ほどではないものの、ほぼ同様の効果が見られるということ、そして1炉ボイラーに比べて2炉ボイラーは地域住民の皆様に対して安心、安全が大幅に確保できるというふうなことを検討した上で、まずは2炉にそれぞれボイラーを設置し、1つの発電タービンを回すという形で発注すべきというような検討委員会の結論に至ったということでございます。

なお、そういうふうな状況、それぞれの構成市町のご同意も得、組合議会のご同意も得た上で、最終的に発注業務を行うというような手順になっているということでございますので、そのことについてはぜひご理解をいただければと思います。

平成28年4月以降、具体的な工事の仕様書の作成を行うこととなりますが、この中で事業費が積算される、そして業務委託の状況等については構成市町及び組合議会に十分説明し、協議を重ね、ご同意を得る形の中で丁寧に進めていきたいというふうに考えておりますので、何とぞその部分についてご理解をいただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目はこの基幹改良工事における財源の内訳についてですが、この間の説明会、全員協議会の説明の中では交付金の対象外になる部分が20億円あると、それは地方債と一般財源ということですが、構成の市と町の負担額を教えてくださいたいと思います。

それから、2点目は構成団体の議会への説明と了解についてです。32年度まで多額の負担をする、構成団体は負担するわけですが、2つの議会への説明はどのようになるのか、またこのままで両方の議会の理解と了解を得られるのかについて伺います。

また、整備検討委員会の検討の経過を見れば、委員会は10月23日から設置されておりますけれども、何回かの検討経過を見れば、例えば12月、あるいは1月のうちにも中間報告という形であっても、両議会の議員全員協議会で説明できたと思われるのですが、それについての見解を伺います。

3点目は、維持管理、コストの比較表についてであります。先ほどの答弁で、維持管理を含めた項目が3つと、それからコストについて1項目ということでその点数は示されているわけですが、例えば維持管理、それから運転の安定性、焼却炉の消耗、この3つそれぞれについての全体に占める影響度はそれぞれ違うのではないかなと私は思います。その配点基準は結局3つとも同じなわけですが、それについてもう一度、その3つが配点基準が同じ理由について伺います。

また、その3つの案の点数が、一番いいのが3点、そして2点、1点と、それ説明ありましたけれども、それぞれの比較の中身を見ますと、この1ずつの差ではないものがあるのではないかなと思います。小数点をつければ0.5とか0.2とか、そういった差になる部分があるのではないかなと思います。それを具体的に数字にあらわすのは難しいかもしれませんが、そういったことがあるのではないかなと思います。それで、特にも焼却炉の消耗という項目では第1案、つまり現状どおりの改修と第3案、示された案で、ほぼ同じような内容で書いているのですけれども、点数は3点と2点に分かれていると。であれば同じ点数で私はいいのではないかなと思うのですけれども。

それから、運転の安定性、トラブルの対応という項目では、何か書いている検討報告と点数が、どうも順番が合わないのではないかなというふうに思われるのですが、そのように思いますので、これでは検討結果の信憑性がちょっと揺らぐのではないかなと思いますので、改めて見解をお願いします。

それから、4点目は電気料の見積もり、答弁いただいたのは、基本料金のほかに26年度の電力の使用実績に基づいて27年度の料金単価で計算したということですが、例えば10月の段階であれば27年度の単価で計算されてもいいとは思いますが、最近原油の価格の減少傾向が暮れからことしにかけてずっと続いておりますので、電気料金が下がる傾向にあるわけですが、そのような考慮はなされないのかどうかについて伺います。

以上、4点お願いします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、お答えをいたします。

それでは、まず最初に工事の財源でございます。基本的に工事の財源については、規約、条例、どちらかちょっと定かではないですが、定まっております、構成市町の人口割によるということに定められてございます。直近の国勢調査の人口をベースにすることになってございまして、これが正式に出るのは、ことしの3月くらいとなりますが、今のところはまだ旧来の数字でございます。大きな変更がないとすれば、ざっくりですが、88%対12%と。奥州市88%、金ヶ崎町が12%ということになると考えてございまして、今お話ありました補助対象内、補助対象外を含めて同じ計算になるというふうに思っております。補助対象外については、どの案でも同じご負担の計算になってございまして、補助対象内の分については工事費が増額する分5,000万円、1億2,000万円、1億7,000万円といったような増加になるというふうに承知しております。

それから、構成市町議会への説明等のお話ございましたが、この組合の協議の進め方につきましては、基本的に構成市町と協議を進める。構成市町との協議が進む状況であれば、組合議会にご説明を申し上げるということを取り組んでまいりまして、そういう意味では構成市町の議会に組合が直接ご説明をするということはないというふうに考えてございます。それぞれの構成市町において時期を見て説明をし、構成市町としての意思決定をいただくことになるというふうに考えております。

それから、検討委員会の経過についての中間報告があつてよかったのではないかとということでございますが、今言われれば確かにそのとおりであったかなというふうに思います。思いが至らず、この分については反省をしなければならないなというふうに思います。今後は、タイムリーに情報をおつなぎするように努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、あとは今回の案の決定の際のそれぞれの評価の関係でございました。評価については、それぞれどのような点数にするかによって確かに変わる可能性はあるかもしれませんが、今回は先ほど管理者から答弁しましたように維持管理コストについては平等な点数をつけて評価をしたということでございますが、今改めてご質問いただくと、維持管理について3項目、コストについて1項目という評価項目を眺めてみますと、維持管理のほうが私どもが非常に重要だという思いがあつた、そういう思いがこの評価項目の設定にあらわれたのかなというふうにも思いますけれども、ここで細かな点数づけをするということについては、ちょっと考えなかつたといいますか、考えなくても評価結果については大きな差が出ないだろうというふうに思つて行つたものでございます。

それから、具体的に消耗度についてのご質問がございました。1案と3案は、基本的に同じような内容だけれどもとございますが、これ1案については現状の施設をそのまま整備すると、3案についてはボイラータービンを設置するのですが、2炉つけることによって現在と同じ1炉交互運転が可能だということの比較だったというふうに思っておりますけれども、

ここで点数の差がつきましたのは、ボイラータービンが設置をされることによって維持管理する機械器具がふえるということから、現在の整備、維持管理よりは手数がかかるであろうということで2番手になったというふうに記憶をしてございます。その他安定性などについての評価も、ちょっとここで細かなお話はできないのですけれども、いろいろ具体的な現場での維持管理等の意見を聞きながら判定をしたものでございます。

それから最後に、電気料金のお話がございます、電気料金27年度、この27年度というのが27年度の平均値で算定をしていたというふうに今は理解をしてございますが、確かにこの料金が低下をしていくことによって、最終的なコストダウンメリットというところの数字は変わります。変わりますけれども、1案、2案、3案の差額については、その順番は変わらないだろうというふうに思っております、そういう意味ではこの点数づけは変わらないということになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 私は、構成団体のそれぞれの議会への説明について、当組合で直接説明するものではないというのは、それはそのとおりだと思いますけれども、総額で82億円もの事業費としてはかなり大きな額であり、交付金の対象外の工事費も20億円ほどになる。それで、特にも地方債である一般財源から当然出てくるわけです。そういった事業量としても、額としても大きなものでありますから、我々広域組合の議員の説明は10月と1月にやられるのはそのとおりでいいとは思っておりますけれども、地域民の、市民、町民の税金を結局ある程度投入するわけです。ですから、地域の代表である両方の議会の議員さん方にも、議会にもこうなる時点でしっかり説明すべきではなかったか。きょうは、もう28年度の予算で、例えば計画の策定業務とかの予算も予算書には入っているわけです。ですから、決まれば事業として大枠がスタートするわけです。それであれば、なおさらこういう計画自体を両方の議会に前もって説明するのは両方の構成市と町でありますけれども、するべきではなかったかと思っておりますので、あえてもう一度伺いたいと思っておりますし、12月、1月に説明できたのではないかという質疑に対して、そのとおりだったかもしれないということを述べられておりますので、確かにそのとおりですけれども、改めてその点について伺います。

それから、維持管理及びコストの点数づけについてですけれども、維持管理も含めた3つの項目それぞれに差がないと、どれが重要かどうかまで、ちょっと私は専門家ではないのでわかりませんが、やはりそれぞれ重要度があるのではないかなと単純に思ったわけです。ただ、先ほどの答弁は、これらの3つについてのそれぞれの差はないと。であるから、このような配点にしたのだということですが、私はそれぞれ項目の割合があるものだと思っておりますので、改めて伺います。

そして、特に焼却炉の消耗の項目については、本当に1案と3案では書いている内容が同じなわけです、1カ月ごとの相互運転ですから。ですから、消耗は当然どちらも炉の消耗で

すから同じであると思う。ですから、2点と3点と差が出るのは、私はこれはちょっとおかしいのではないかなと思うことを指摘したのでありますので、改めてお願いします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、ちょっと順番が前後しますけれども、最初に点数づけの焼却炉の消耗の件でございます。資料が審議をした資料そのままということになっておりますので、その審議の経過の中で2炉ボイラーのほうがすぐれているということで3になって、現状よりもすぐれているということになった要因は、この2炉ボイラーを設置することによって、これに附帯して設置される設備もございまして、それによってガス冷却塔というものをなくすることができる。その分維持管理が楽になると、そういった説明があったことによって、こちらのほうがすぐれているという点数をつけたということでございます。

それから、コストあるいは維持管理の比較でございますけれども、例えばAのところは50点で、ほかのところは各10点とか、いろいろやりようはあるかというふうには思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今回は皆同じような重みづけで行いましたということでございますが、維持管理の項目が3項で、コストが1項目だったということを顧みて考えれば、維持管理をより重要な項目として設定して点数づけをしたということになり、コストに優先して安全性、安定性というほうを項目として設定させていただいたということになるのかなど。そういう意味では、重みづけとしては維持管理の安定性、安全性を優先したということが言えるのかなというふうに思います。

それから、検討委員会の途中経過の説明については先ほどお話ししたとおりでございます。これから戻って行きますというわけにはまいりませんので、これについては本当に思いが至らず申しわけなかったと思います。今後は、本当にタイムリーにご説明を申し上げるよう努めてまいりたいと思います。

各市町の議会への説明につきましては、先ほどと同様でございます。当組合が各市町にいわゆる指示をするというようなことは、今後も考えるということはないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時00分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第7、報告第1号、器物損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分報告についてを行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 報告第1号、器物損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 報告第1号、器物損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

この事故は、平成27年10月2日午後9時20分ごろ、奥州市水沢区大町の住宅型有料老人ホームグリーンシティ大町の敷地内におきまして、水沢消防署の救急車が県道から出動先の玄関前に後進させた際に、車両の左側後輪を相手方であります株式会社みどり薬局所有のこの老人ホームのウッドデッキに乗り上げ、損傷させたものでございます。相手方との協議の結果、相手方との過失割合を10対0、当組合が10、相手方がゼロとし、相手方に器物損害額1万4,904円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの報告に対しまして質問ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 今回の事故、また救急車が事故を起こすということがちょっと続いているような気がいたします。それで、事故の反省を共有する機会でありますとか、またヒヤリハットの講習会でありますとか、対応策として今後このような事故を起こさないように何か手だてをとられているのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 7番阿部議員のご質問にお答えいたします。

今回の救急車の事故、水沢消防署の救急隊が起こした事故でございますが、水沢消防署の職員に限らず、どこの救急隊が起こすこともあり得る事故と捉えまして、全所属、それぞれ各所属でこの事故対応策、再発防止策を考えてくれという検討をさせております。また、危険予知トレーニングにつきましても各所属で毎月いろいろなシチュエーション、あらゆる事故、あらゆるイラスト、写真を使いまして予測できる危険、事故、予見する能力を高める、そういった努力を消防本部一丸として対応しているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 以上をもって報告第1号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第8、議案第1号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番中澤俊明議員の退席を求めます。

〔8番中澤俊明君退場〕

○議長（渡辺忠君） 議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてをご説明申し上げます。

議員のうちから選出された監査委員、梅田敏雄氏は、平成28年2月29日をもって任期が満了することから、この後任の委員の選任に関し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

慎重に選考してまいりました結果、中澤俊明氏を適任者と認め、選任をしようとするものであります。

何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。採決は起立採決により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺忠君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

8番中澤俊明議員の退席を解きます。

〔8番中澤俊明君入場〕

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第9、議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合診療所条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

なお、以下の議案第3号から議案第8号までにつきましても、同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合診療所条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

現在開設しております小児夜間診療所は、子供から大人まで診察する体制となっておりますが、より大人が受診しやすい環境を整えるため、奥州金ケ崎小児夜間診療所の現在の名称



を奥州金ヶ崎夜間診療所と改めようとするものでございます。

この条例の施行期日は、平成28年4月1日からとするものでございます。原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

4番菅原圭子議員。

○4番（菅原圭子君） この診療所の名称の改正によって大人の方でも夜間診療所を受けられるということは、大変市民にとってはありがたいというか、いいことであるというふうに私も思います。

そこで、お伺いしたいのですが、今までは小児夜間診療所ということで、そちらの関係の例えば医薬品であるとか、さまざまな対応のものが多かったと思いますけれども、その辺に関して、例えば夜間診療所になって大人の方も診療が受けられることによって、どのように診療所の内容が整備されていくのか、あるいは人員関係でもその辺のところはどのようになっているのか、詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 4番菅原議員のご質問にお答えをいたします。

4月1日から名称を「小児」を外して夜間診療所としようとするものでございますが、現在も基本的には大人の方の受診を拒むものではございません。それで、ただ昨年7月1日から医師会の意思統一をいただきまして、おいでいただいた方は大人であれ、子供であれ、全部診察しますということをお決めいただきましたが、確かにそれ以前は先生によりまして、大人の方についてはちょっとというようなことがあったというふうにお聞きをしておりますが、それが7月から統一してどなたでも受診ができるということになってございます。それにあわせて診療所の名称の検討をご指摘いただいたということがございました。

小児夜間診療所は、場所は休日診療所と同じ場所で行ってございまして、基本的にどちらの診療所も医師が1名、看護師が1名、事務職員が1名の基本的には3名体制で行ってございます。今申し上げましたとおり、従来からの診療受診体制そのものは変わるということではございません。引き続き同じ体制で、おいでいただいた方については診察をします。そういう意味では、薬などの医薬品については従来から休日診療所は大人の方も見ておりましたから、実はこの辺はどちらで準備するかというところを明確に区分けするのが望ましいかもしれませんが、お互い相互乗り入れをして薬などは融通をし合って使っております。そういう意味では改めて従来ない薬を調達するというようなことはなく、実質的には今までと同じ中身で4月1日以降も運営をすることになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 4番菅原圭子議員。

○4番（菅原圭子君） これまでも大人の方も診療ができたというふうなお話でございましたけれども、奥州市内での小児科医の専門医というのがすごく少ないわけなのですが、そう

いうことの少ないことによって、今までも医師会の先生方診ていらっしやると思うのですが、今後もそういう小児科医が少ない中で小児の治療とかに当たっていく部分、医療の面で支障が起きたりとか、そういうことはこれまでになかったでしょうか。ちょっと余りにも小児科医というのが少ないので、その辺の救急診療というのはどうなっているのかなというところも大変心配だなというふうに思っております。

医療の関係の医薬品に関しては、休日診療所と夜間診療所と予算を見ると何か別のようになっているのですが、そういう医薬品に関しては全部統一した形で診療所で購入しているような形をとられているのでしょうか、その辺もお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 最初に、薬のほうについてご説明を申し上げます。

基本的には小児夜間診療所と休日診療所の予算は別々ですので、基本的には薬は別々に購入をいたします。ただ、診察しているうちにどういう方がおいでになるのかというのはわからないわけですし、休日で用意していた薬なのだけれども、夜間のほうで必要になったという場合は使っていていいと、それはお互いに使っていていいということにしておりまして、その後調整して買うときに予算との見合いで購入させていただくというような形をとっております。

それから、ご指摘のとおり小児科そのものが少ない状況で、もともとこの小児夜間診療所は胆沢病院から小児科、産科が県の病院の統合計画の中で、この地からなくなるということに危機感を募らせた医師会の方々の協力での小児夜間診療所は発足をしてございます。その際に小児夜間診療所という名称ですけれども、大人の方も診るということで、内科については届け出をしてございました。それでも今言った事情ですから、小児のほうにウエートがあったというのはそのとおりでございますけれども、診察に当たる先生は医師会の中で、ご自身の診療科目にかかわらず当番制で出勤をいただける先生をお願いをしているということで、必ずしも小児科の先生だけがそこで診察に当たるわけではございません。そういう意味では本当に初期の、1次の前と言ってもいいぐらいの部分の診察、治療に当たるということを前提に医師会の先生方にはご協力をいただいております。おいでいただいた患者の中で緊急を要するという場合は、そこから病院を紹介する、あるいは場合によっては救急車両を呼んで、そこから必要な手当てが受けられる病院に行っていただくというようなことを使命としてございまして、救急患者そのものは診察をするという体制ではございません。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 済みません、先ほどの事務局長のご答弁でちょっと気になったのですけれども、医薬品の別々の診療所への融通というところなのですけれども、本来法的にクリアできているのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。医薬品の別の施設への融通は、本来禁じられているというふうに思っておりましたけれども、その辺法的にクリアになっているのでしょうか確認をいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） ちょっとそこまでの知識はございませんでしたので、確認をし、適正に処理をしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第10、議案第3号、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第3号、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、奥州市江刺区東部地域に分遣所を設置し、同分遣所の名称を江刺消防署東分遣所に、位置を奥州市江刺区玉里字青篠199番地5にそれぞれ定めようとするものでございます。

この条例の施行期日は、平成28年6月1日とするものでございます。原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第11、議案第4号、奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部

改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第4号、奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、対象火気設備等及び対象火気器具等に係る可燃物からの離隔距離等が定められたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容は、厨房設備及び調理用器具のグリドルつきコンロの離隔距離を、電気調理用器具の最大入力値5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器の離隔距離を、それぞれ定めるものであります。あわせてその他の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第12、議案第5号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第5号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

別冊補正予算書2ページ、3ページをごらんください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,475万2,000円を減額し、補正後の予算総額を37億7,193万5,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の補正につきましては、導入から14年目を迎える消防グループウェアシステムの更新のため、グループウェア整備事業を追加し、期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。地方債の補正につきましては、粗大ごみ処理施設整備事業債、消防施設整備事業債、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、事項別明細書によりご説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。初めに、歳入でございます。1款1項分担金につきましては1億4,582万2,000円の減額でございます。

2款1項使用料につきましては63万7,000円の減額でございます。小児夜間診療所の利用者の減少等が主なものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。2款2項手数料でございます。961万円の増額でございます。事業系可燃ごみの搬入量の増によるものでございます。

3款1項国庫補助金は148万9,000円の減額でございます。農林業系廃棄物処理加速化事業の事業費の減によるものでございます。

7款2項雑入でございます。こちらは、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴います損害賠償金の追加等によりまして1,808万6,000円を増額するものでございます。

8款1項組合債は500万円を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。14ページ、15ページでございます。こちらは、4款2項清掃費でございます。

次ページに続きまして、16ページ、17ページ、今回の清掃費につきましては入札減による消耗品費、委託料、工事請負費及び備品購入費等を減額するものが主な内容でございまして、合わせて5,611万9,000円を減額するものでございます。

5款1項消防の総務管理費は222万7,000円の減額をするものでございます。

18ページ、19ページをごらんください。2項の消防費でございます。こちらも入札減等による消耗品費、委託料、備品購入費の減額が主な内容で221万4,000円を減額するものでございます。

7款1項予備費につきましては、翌年度の繰越金相当額を除きまして6,322万4,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第13、議案第6号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第6号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

別冊補正予算書をごらんください。1ページでございます。1ページのまず第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。補正につきましては、第1款水道用水供給事業収益を148万9,000円増額し、総額を5億3,598万8,000円とするものでございます。

次に、収益的支出の補正でございます。第1款水道用水供給事業費用につきましては1,306万4,000円を減額し、総額5億1,005万4,000円とするものでございます。第1項営業費用が1,489万5,000円の減、第2項営業外費用が183万1,000円増とするものでございます。

第3条の資本的収入の補正につきましては、第1款資本的収入を10万円減額し、総額を1億1,980万円とするものでございます。

資本的支出につきましては、第1款資本的支出5万4,000円を増額し、総額2億9,578万8,000円とするものでございます。内訳は、第1項創設事業費を1万9,000円減額し、第3項企業債償還金を7万3,000円増額するものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億7,598万8,000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額106万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億7,492万3,000円で補填をするものでございます。

第4条、企業債の補正につきましては、建設元金に係る起債額を8,280万円に改めようとするものでございます。

なお、この補正予算の説明資料として7ページに資料を掲載してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第14、議案第7号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第7号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊予算書2ページ、3ページをごらんください。今回の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,438万6,000円に定めようとするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、地方債でございます。消防施設整備事業債1件で9,240万円を限度に起債をしようとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の概要につきまして事項別明細書によりご説明を申し上げます。8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。主なものについてご説明を申し上げます。

1款1項分担金26億7,379万1,000円でございます。

2款1項使用料6,047万8,000円でございます。休日及び夜間診療所の収入、胆江地区広域火葬場の使用料が主なものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。1款2項の手数料2億1,962万2,000円でございます。

3款1項国庫補助金2,621万円でございます。牧草等の農林業系廃棄物の処理に係る国庫補助のほか、新たに28年度はごみ焼却施設の延命化事業に係る循環型社会形成推進交付金2,019万9,000円を計上し、設計業務等の発注を行いたいと考えております。

4款2項財産売払収入でございます。436万9,000円で、粗大ごみの処理等によって生じます鉄くずなどの売り払い金でございます。

次に、12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。7款2項雑入でございます。1,616万8,000円でございます。構成市町からの派遣職員の負担金等が主なものでございます。

8款1項組合債は9,240万円でございます。消防救急デジタル無線整備事業に係る起債でございます。

次に、歳出でございます。18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。前のページからの続きですが、3款1項社会福祉費でございます。3,650万5,000円でございます。

次に、26ページ、27ページをごらんください。4款1項保健衛生費でございます。こちらのほうは、診療所、火葬場、交流センターなどの予算を計上したものでございますが、総額1億5,931万9,000円でございます。

次に、34ページ、35ページをごらんいただきたいと思います。4款2項清掃費でございま

す。総額は10億7,338万8,000円でございます。可燃ごみ処理費、粗大ごみ処理費、し尿処理費及び最終処分場費のほかに今回新たにごみ焼却施設長寿命化事業費を追加いたしまして、委託料として基幹的設備改良工事発注支援業務委託料、長寿命化計画策定業務委託料、生活環境影響調査業務委託料など各種の設計関係の委託料を6,059万9,000円計上しているところでございます。

次に、36ページ、37ページでございます。5款1項、消防の総務管理費でございます。3億3万4,000円でございます。人件費が主なものでございます。

40、41ページをごらんいただきたいと思っております。5款2項の消防費でございます。総額13億2,005万1,000円でございます。内訳としましては、常備消防費12億2,762万2,000円、消防施設費9,242万9,000円でございます。常備消防費につきましては、各消防署及び分署における人件費と消防業務に係る経費が主な内容でございます。

また、消防施設費につきましては、19節負担金、補助及び交付金に消防救急デジタル無線整備事業、共同消防指令センター整備事業に係る負担金を計上しております。

6款1項公債費は1億1,476万円でございます。

以上で説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 予算書の34、35ページにございますごみ焼却施設の長寿命化事業費について何点かお伺いをいたします。

今回長寿命化計画の策定に入るわけでございますけれども、業務委託をされるわけでございますけれども、今回その3案でいくことになったということでございますが、技術的なアドバイスはどこから受けたのかお尋ねをいたします。

それから、施設整備検討委員会のメンバーはどのような方々で構成をされていたのかお伺いをいたします。

それから、今回の施設改修長寿命化では発電設備を設置するということでございますけれども、発電設備ということですので有資格者の配置が必要になってくるのかどうかお尋ねをいたします。そういう人件費の関係では、発電管理費の中に含まれているのかどうかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 7番阿部議員のご質問にお答えをいたします。

長寿命化計画のいわゆる設計発注を28年度に考えてございますが、これに至るまでの経過のことかと思っております。それで、検討するに当たってのアドバイスということではございますが、具体的には特別な人を頼んだということではなく、既に実施をしている施設にお邪魔した

り、あるいは問い合わせをしたりといったようなことが主な情報の収集の手段でございました。

それから、検討委員会のメンバーは誰かということでございましたが、検討委員会は構成市町の副市長、副町長、それから環境担当部課長、そして衛生センターの事務局長で委員会構成し、その下に総務担当、財政担当、衛生担当の課長による幹事会を設置して取り組んだところでございます。

それから、発電に伴う資格者の必要性ということでございましたが、ご指摘のとおり発電を行う場合には、特にボイラーを設置して発電をする場合にはボイラータービン主任技術者という方の存在が不可欠だということの指導を昨年末に仙台の経産局のほうからご指導いただいているところでございまして、これらの経費の増額につきましてはお見込みのとおり管理費の中に組み込んでいます。いずれも概算費用でございますけれども、組み入れて試算はしているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） そうしますと、技術的なアドバイスはどこの業者からも受けていないということで、検討委員会のメンバーでここまで、第3案まで出して検討されたということで理解してよろしいのでしょうか。どこのアドバイスも業者からは受けていないということでしょうか。今後委託発注というふうになってくるわけなのですけれども、何社からか技術指導なり、そういうことを受けなければできないのではないかとこのように思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えいたします。

例えばこちらがこういうふうな改良をした場合、どれぐらいの経費になるかということは、この建設に携わったメーカーから概算見積もりといたしますか、そういうものはいただいております。今後28年度の委託料の中で業務設計等を発注するわけですが、これは専門のコンサルタントに依頼して設計をするということになります。その中で整備の範囲ですとか、あるいは金額の積算とかがなされるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 3点ほど質問をしたいと思っております。

まず、第3案が出てきた経緯について、先ほど以来お話しされてはいますが、もう少し詳しく整備検討委員会との関係なのかなと思っておりますが、お聞きをしたいと思っておりますし、それから先ほどのボイラータービン主任技術者ないしは代務者を確保しなければならないというのが多分あったと思うのですが、その見通しといたしますか、主任技術者という方はこの近辺には誰もいないということだったようであり、その資格を得るには何年かの経験年数も必

要かなということがあったようですが、その辺の状況についてちょっとお聞きしたいと思います。

あとそれから3点目なのですが、これも先ほどの一般質問の中でも言われていたことなのですが、いわゆる2月1日に説明を受けた長寿命化計画について、もっと早く説明をしていただきたかったなというふうに思います。その理由は、実質きょうの予算が決定されればゴ—ということになります。1案、2案、3案どれになろうが、というふうに進むだろうと、全くなしよということにはならないと思います。そういうことがありますので、そうしますとどうしても膨大な金額の事業については、関係市町で議員の皆さんにも説明する必要がやっぱりあるだろうと私は思います。どうしても行政組合の議会がこの時期だという関係上、市、町の来年度予算の決定の前にこの議会を開かなければならないというのはそのとおりだと思いますが、だからこそその説明をするという期間が、時間が必要だったのではないかとこのように思いますので、そのとれなかった理由と伺いますか、それを聞きたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 6番高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第3案と伺いますか、ボイラー2炉設置の案が出た経過ということでございます。これは繰り返しになりますが、当初は発電をするかしないかという2つの案でございました。基本的に発電があったほうが、より安定した外部電力のみに頼る形ではないという施設の運営のほうが安全性が高い、地域住民に対して安全をより確保できるということで検討することにしたわけですが、その検討する中でどうしても2つのうち1つだけに設置をするということになればそちらの運転の比重が、当然ですが、高まることになって、片方は一方ずっと休むということになると。連続運転することもそうですけれども、ずっと休むということも次にそちらを動かすときにはかなり調整が難しいといったようなことが概算経費をお願いしたメーカーのほうからの指摘などがありまして、それでは両側同じように運転をする方法のほうが安定性が高いのではないかと、これは当然ですけれども。その際の概算経費はどのくらいかというような見積もりと伺いますか、概算経費のお願いをしたところ、現在考えている制度の中では5,000万円弱の違いはありますけれども、高くなりますけれども、2炉乗けるということは技術的に可能であり、その金額が1炉に比べて5,000万円弱程度の負担増で済むといったようなことを検討の一つに加えて取り組むことにしたというものでございます。

それから、ボイラータービンの主任者、代務者の見通しということで、これはかなり厳しいところがございますが、現在経産局などからのご指導をいただきながら、心当たりの施設と伺いますか、発電をなさっている設備を持つ企業さんなどに情報を求めているいろいろなお話をさせていただいているところでございまして、まだ確定している状況ではございせん。基本的には技術者を当組合が雇用して直接維持管理をしたいというのが基本でございます。そういう意味でいろいろ情報を集めているわけですが、どうしてもそれがかなわないという場合は、現在運転管理を委託してございます。この運転管理委託業者のほうにこのボイラー

タービンの主任技術者を確保した形で委託をするということも一つの運営の仕方としてはあるというふうにも言われてございますので、そういったことも両にらみをしながら人材についての確保は進めてまいりたいと考えております。

それから、早く説明が欲しかったということについては、先ほどから何度かご意見をいただいております、そういうことであったなというふうには思います。それについては反省をしております、今後はできるだけタイムリーにご説明を申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 第3案については、どこが契機となって第3案が出てきたのかということをお聞きしたのですが、先ほどの説明によると概算経費についてメーカーからの説明のときにこうだったというのが、第3案が採用されるという、候補に上るという形になったというふうに捉えていいのでしょうかということで確認したいと思います。

それから、ボイラータービン、その主任技術者についてはそのとおりだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ここだけ再度、念を押すようですが、確認したいと思います。さまざまな事業があると思うのですが、特に予算にかかわってはこのような場合、先ほど来言われているように行政組合として各市町に議員に説明してくださいよということは当然言えるものではないと思ひますけれども、少なくともその説明ができるような期間を設けるということについては、ぜひ今後お願ひをしたいなというふうに思ひますので、そこの答弁をいただひて終わりたいと思ひます。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 順番がちょっと反対になりますが、予算関連に係る構成市町への説明については、ご指摘のとおりできるだけ早目に資料を整えて説明をするように心がけたいというふうに思ひます。

それから、第3案が出た経過でございます。ちょっと私の説明が、いろいろな話をしてしまいましたが、基本的にはより安全で、地域住民の方々に安心していただける、そういう施設を整備したいというのが私どもの最重要課題というふうに考えてございます。そんな中で、当初は1炉タービン、あるいは発電ありなしということでしたけれども、発電があるほうがより安定できると。発電があっても時々とまるという可能性が高いものは、リスクが高いのではないかとということで、それで2つにつければ安定感が得られるという情報がありましたので、そちらのほうを検討に加えたということでございます。より安全、安定した運転ということが基本でございます。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） 2点お伺いをいたします。

1つは、先ほど来からのごみ焼却施設の長寿命化事業の件であります。局長が住民の安全、安心、あるいは施設の安定という表現をされているわけではありますが、これは過去に幾度となく停電等があつて、周辺住民に大変ご迷惑をおかけしたという経過があるのかどうかというのをまず1点お伺いしたいと思います。

2点目は、2月1日のいただいた資料での今回のボイラー発電による効果を金額にすると19億円ほど、単純に引き算をしますと3案だと19億円、15年間効果があるということなようではありますが、逆にボイラー発電を設備投入することによって新たなコストが、19億円以上、単純に私が計算すると、第1案、第2案、第3案を15年スパンで維持費、初期投資と15年間の維持経費を単純に比較すると9,000万円から7,000万円程度しかその差がないのです。そうした場合に発電設備を設けたことによって15年間で見た場合、この7,000万円を超えることがないのかと、そういう検討がされたのかという点についてお尋ねをしたいと思います。簡単に言えばボイラーと発電装置を今回新たに設置するわけです。増設といいますか、今の高炉に設備を加えると、それを15年間維持していくときに従来維持経費よりもかかり増しになりませんか。7,000万円の効果があると言いつつも、実際設置したならば、その7,000万円を超えるということはないのでしょうか、それらの検討はされたのでしょうかということでもあります。

あとは、2つ目は29ページの15節工事請負費、ごみ焼却施設維持補修工事というのが1億7,500万円ほど計上されておるわけではありますが、この概要についてご説明をお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 2番廣野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、住民の方々にご心配をかけるような停電による影響の件でございますが、平成24年4月、そして25年4月、この際にいわゆる私どもが言う瞬停、瞬間停電、何となくこういうところの、ぱっと一瞬暗くなるといったようなことが発生をしまして、その際に黒煙を発生させたということがございます。過去にもそういうことがあったということございまして、ここの施設につきましては、少し今改良はしておりますけれども、0.何秒というような電圧低下があつても機械がとまるという、そういう施設でございますので、通常大きな停電ということだけではなくて、ちょっとした電圧低下でも黒煙を発生する施設であるということから、そういうことのないようにしたいということとずっと考えていたということがございます。

それから、電気代については2月1日にお出した資料の中での数値だろうというふうに思いますが、その際に管理費ということで計上した金額がございまして、こちらのほうは全体額からしますと、いわゆる整備点検の管理費は現在のボイラーが全くないと、発電がない場合は今後15年間で34億円程度の管理費になると見込まれますが、2炉ボイラーの発電の場

合は、それが43億円に上昇するであろうと、新たな設備が入りますので維持管理費は増嵩するというところで試算をさせていただきます。

さらに、先ほどご質問いただきましたように新たにB T主任と、ボイラータービンの主任といったような人材も確保する必要があるということから、あるいは運転管理のほうも従来の焼却に加えての管理の部門がふえるということがありますので、設備管理費のところは7億円ほどの経費がかかり増しになるのではないかとというような試算をした上で、買入れの電気料金などを総合的に経費的に概算で出したところ、ボイラー2炉でいくと15年間でおおむね1億2,000万円ほどのコストダウンが期待できるのではないかと試算をしたところでございます。かかり増しの分は、一応少なくならないような数字で計算をしているつもりでございます。

それから、29ページのごみの整備事業については担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（渡辺忠君） 高橋施設管理課長。

○施設管理課長（高橋一義君） それでは、2番廣野議員にお答えいたします。

29ページに書かれておりますごみ焼却施設維持補修工事の内容でございますが、定期的な工事の内容でございます。1つにはごみ焼却施設定期整備工事、ごみの天井クレーン定期整備工事、それから空気圧縮機、コンプレッサーですけれども、定期整備工事などを予定しているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） 再度質問しますが、最後のほうから、このごみ焼却施設の維持補修工事というのは、例年行われている平年ベースの工事だというふうに理解していいかということでございます。

それと、住民の安全、安心の確保という部分でちょっとお尋ねしたいのですが、恐らく現在の焼却炉についても停電時における予備電源とか、そういうのを対応されているかと思うのですが、現状では今局長の言ったような電圧が下がって黒煙を発生させるというのは、設備状況の中ではそれを解決することはできないという理解でよろしいのか、それをお尋ねいたします。

最後に、これはやってみないとわからないということなのでしょうけれども、コスト比較表ですね、たしか今局長がお話ししたのはそのとおりだと思うのですが、これ以上はかからないという理解でいいのですかということですが、私は。要は今言ったように発電施設管理費は、今より7億1,000万円かかりますよと、あるいはこれでいいますと15年間の支払い電気料は19億円下がりますよと、トータルでは2番手のコスト低減になりますよという試算表なのですけれども、これ以外に発電施設管理、これは管理費なのね。ここで言っている7億1,000万円というのは、書いているのをそのまま読み取れば発電設備管理費ということになっているのですが、恐らく故障とか、そういう修繕が当然出てくるのだらうと、それらは織り込み済みですよという理解でいいのですかという点をお尋ねして終わります。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

まず、29ページのごみの整備費でございますが、年度によってばらつきはありますけれども、毎年実施しているものでございます。

それから、予備電源でございますが、現在も停電時には予備電源がございます。基本的には停電をして、その後40秒後には立ち上がるといったようなものでございますが、これは事務室の電源であるとか、その他絶対とまってはいけないという部分のための電源でございます。焼却施設等を継続して運転できるだけの容量はございません。そういう意味では、現在の施設で停電時、あるいは電源低下時に黒煙発生をとめるということはできないというふうに考えてございます。

それから、比較表の考え方で、故障、トラブルの分が入っているかということですが、これは残念ながら入っておりません。この分何回に1回故障するといったような試算は、この数字には入ってございまして、通常考えられる定期整備の金額を概算で出していただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） るるいろいろお話は伺いましたが、それでもなおかつわからないことがあるのでお尋ねをいたします。

私たち議員は、ここに来てその場でそのまま判断しろというふうに言われても困ることがいっぱいあります。1日に説明されて、あたかも議員の異論がなく通ったような報道がされているわけです。先ほどの答弁では、組合側として構成団体の議会に説明をしてくれという指示をすることはできないというような答弁があったように思いますが、指示、お願いすることは可能であろうと思えますし、管理者の皆さんはそれぞれの構成団体の首長さんたちです。そういう点でいえば、できないという話には私はならないと思うのです。何億円からかという議論はあるかもしれませんが、80億円、3分の2は国から来るお金だからいいのだということには多分、そういう議論にはならないと思うのです。これだけの設備投資をするときに一定の期間をあけて周知をする必要性というのはなかったのかと、私はそういうふうに思うのです。しかも、中身を見れば前の説明会の中身とも違うと。そういう点では、非常に大きな問題だと思うのです。この間もいろんな団体であったわけですので、この点はきちんとやる必要があるのではないかというふうに思います。通常業務の範囲であればいいと思うのですが、これは80億円ですので、そういうことにはならない、私はそう思いますけれども、今後の問題については管理者の責任できちんとやっていただくという答弁だったというふうに理解していいのですか。ここでは言いませんけれども、いろいろ全国的な展開の中で私たちが心配していることもあるのです。そういうのをきちんと一定の確認をとった上で賛否を決めていかなければならないわけですので、少なくともそういう機会は与えると、そ

ういう答弁だったということで確認していいのですか、再度お尋ねいたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 10月にご報告というか、ご説明したときには発電装置をつけるかつかないか、大きくは2つということでありましたが、2つの案を示して検討させていただきたいということでありました。そのときにお話をしていましたのは、いずれ長寿命化を図って、この施設を延命することによってごみ焼却の事業を継続していきたいと。よって、この事業はいずれかの形を選択するにしてもやらなければならないと、実行しなければならない事業であると、やらないという選択がないということについてはご説明を既に申し上げていたところでございます。

そのときの説明がない部分のところでは3案が出てきたということについては、説明不足もあったということも含めてご説明申し上げましたが、6番議員の質問に対してご説明を申し上げたというところでございますが、まず今野議員がお話としてご質問になられた部分については、さようご理解してよろしいということでもあります。要するに大きな事業であるので、これはより慎重にいくべきであるということについては、そのようにしてまいりたいということでもあります。ただ、詳細なるデータを求めて、そしてそれをご説明しながら正確なご判断をいただくというふうな分においては、あくまでも過日お出ししたものについても概算でございまして、一応こういうふうな形になるということでお示したものでありますので、そのことにつきましては正確に専門家に試算をしていただき、最終決定をしていただくということが各構成議会、構成の市、町の部分にかかってくるところがこれは大きくございます。といいますのは、最終的にこの案とする予定とすれば、平成29年度予算においてそれぞれの構成市町の予算にそれを盛り込み、そしてあわせ私どもの予算にもそれを反映させるという手続上からすると、3つの議会のそれぞれのご同意を得て初めて実行できるということでございますので、ここで全てが決まるということではございません。より正確な議論をしていただくというふうな分においても正確な説明ができる状況等をつくっていかねばならないと。さまざまなご事情によって、上限はとも83億円というのは厳しいよということになるかもしれません。そういうふうな部分も含めて、さまざまな予測されるリスク等も十分に織り込んだ形で、そしてボイラータービンの関係の人たちの技術者の確保というふうなところも一定のめどをつけた上でということになろうと思います。そういうふうな部分をきちっと正確に判断できるデータを求め、そしてきょう出して、2月の初めに出して、きょう決着したからそれが最終決定であるかのような、そういうふうな出し方をしているということではないということについてはご理解をいただきたい。今お話ししましたように一定の正確性を持ってご説明できる状況をもって構成議会に説明すべきというふうな立場ではありましたが、各議員からおっしゃられたようにそのプロセスについても、より丁寧に説明をしておくべきであるということについては、今後そのような形をとってまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 法律上そうなのですけれども、私ら電気屋でもないし事務屋でもないので、正確な積算について追いかける能力あるわけでもないのです。問題は、大方の方針を決めるときにどう検討するかが大事なのだと思うのです。提案する側からすれば、確かに正確な見積もりは必要だかもしれませんが。ただ、実際手続上からいえば、2炉に蒸気タービンを、窯をつけるというのは大体ここでラインが引かれるわけでしょう。あと最後に本当にできるかどうかという判断はそちらでやるのでしょうかけれども、要は大枠、どういう設備投資するかというのはきょうの議会で決まるわけでしょう。私らは発電の中身までわかりませんから、それは皆さんにお願いしているし、特に問題があれば、そこは問題だということやりますけれども、大枠の路線を敷くのはきょうでしょう。違うのですか。きょう3案を前提にいろんな事業を進めていくのではないですか、きょうの予算で。おかしいと思います。管理者は構成団体の責任者でもありますので、どういう手法を使うにしろ、それぞれきちんと周知を図ろうと思えばできるはずですし、組合で指示するとかしないとかの問題ではなくて、こういう大きな投資については、そういう手順をきちんと踏むべきでしょう。私ら説明会受けてから同僚の議員と打ち合わせしなければならないのです、ここに来る前に。だから、大体のアウトラインを決めるときにきちんとやってください。それは約束いただけますね。上水道みたいに予算をどうするか、いまだにわけわからない状態にならないようにやってください。そういうことでいいのですね。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 基本的にお決めいただくというふうな部分についての大枠というふうな部分のところで言えば、私どもとすれば発電装置を持ったリニューアルをしたいということでございます。発電装置を持ったリニューアルを考えた際に2炉がよかろうというふうな二段構えの考えであるということですから、このことについては大枠といえば、その方向性についてはきょうお決めいただきながらというのは、きょうお決めいただかなければ発注の方法がないということになります。どっちでやるかということ、そこら辺のところも詳細な設計ができない、アドバイスを受けることができないということでもありますから。ただ、このこと、お金の部分の多寡もちろんあるのでしょうかけれども、このことについては発電装置をつけるかつかないかというふうな大きなポイントで検討委員会を開き検討した上でということをご説明してきたところでございますが、今議員からご指摘ありましたように今後においては非常に大きな問題であるということでもありますので、それぞれ遅きに失しないような形での説明はしっかりと尽くしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 私は、この議案第7号に反対をいたします。

理由は、先ほど来議論されている中身でありますけれども、いずれ一定規模の設備投資をする場合にはきちんとした手順を踏んでいただくことが必要だと思います。そういう点では、今回は全く私は認めがたい。全員協議会は、議会運営委員会にかわるものとして開くという説明をいただいておりますし、そういう点ではきちんと一定の時間をとれるような状態で提案していただきたいと思います。そういう手続が今回はとられていませんので、反対をいたします。

○議長（渡辺忠君） 9番梅田敏雄議員。

○9番（梅田敏雄君） 私は、本議案に賛成の立場で討論いたします。

まず、ごみ焼却施設の長寿命化の総合計画、この計画は施設の延命化はもとより2炉に発電装置を備えるという、災害時にも地域住民の安全、安心、それに資して、そのよりどころとしての機能発揮まで見通したすぐれた有益な計画であるというふうに思っております。判断しております。したがって、私ども議会、この組合議会の議員は、提案された議案が真に地域住民にとって有益かどうか、福祉の向上に資しているかどうかということを経済的に判断して、そして提案に対する議決に望むべきというふうに考えております。私は、この議案が真に地域の皆様のためになるというふうに判断をしておりますので賛成をするものでありますし、平成28年度中に交付金を活用して計画を策定すると、そして29年から3カ年で事業実施が予定されているということでもありますので、地域住民の福祉向上のためには計画の停滞は避けるべきであるというふうに判断をいたしますので、本案に賛成をいたします。同僚各議員の賛意をよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺忠君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第15、議案第8号、平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第8号、平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。

別冊予算書1ページをごらんください。初めに、第2条、業務の予定量でございます。年間総供給水量406万3,680立方メートルで、1日平均給水量1万1,133立方メートルと今年度よ

り微増、ほぼ27年度と同様の量を見込んでございます。予算額は、第3条、収益的収入の総額は5億3,500万3,000円でございます。

第1款営業収益4億5,095万円、第2項営業外収益8,405万3,000円でございます。

次に、支出でございます。支出の総額は5億1,148万7,000円を見込んでおりまして、第1項営業費用が4億1,374万2,000円、営業外費用9,574万5,000円が主なものでございます。

次に、第4条の資本的収支でございます。収入総額は1億2,080万円でございます、内容は企業債でございます。支出総額は2億9,415万6,000円でございます、創設事業費3,499万円、企業債償還金2億5,916万6,000円でございます。

資本的収入額が支出額に対して不足する額1億7,335万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

3ページをごらんください。第6条の企業債でございます。建設元金等に充当するため、建設元金8,590万円、建設利息3,490万円を限度額として起債をしようとするものでございます。

第7条、一時借入金でございますが、限度額を1億円とするものでございます。

なお、16ページ以降に本予算の説明資料を添付してございますので、ごらんをいただきたいと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） 大きく2点お尋ねをいたします。

16ページの28年度の予算説明資料の収入の部に営業収益として金ヶ崎町さんの使用料が記載されておりません。これの理由といたしますか、現状と、今後どうなるのかと、使用していかないのかどうかという点についてお伺いをしたいと思います。

続いて、5ページに予定キャッシュ・フロー計算書というのがございます。資金の期末残高が11億4,000万円ほどございます。見込みでは、28年度末には約5,000万円、ここでいいますと4,937万7,000円ですか、単純に純増すると。これが預金と現金で保有しているというふうな状況が続いているわけでありましてけれども、これについては利益処分をどういうふうにご考えていくのかという点と、この現金、預金の11億円という金額、年間予算でいえば3分の1強の金額になると思うのですが、こういう状態を今後どういうふうにご考えていくのか、その点についてまずお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 2番廣野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、金ヶ崎町からの水の使用料金が計上されていないということかと思えます。現在金ヶ崎町は、実際当組合からの水の供給は行ってございません。今の計画ですと第3期工事

を実施した後、おおむね5,000トンの給水を受けるという計画となっておりまして、その時期は平成33年からですか、いずれ現時点では計画としても受けるということにはなっていないということでございます。将来受けるということになってございます。

それから、いわゆる内部留保資金としての11億円ということでございます。これについては、ご指摘のとおり主に預金等で完了するところが割合としては大きいわけでございますが、この使い方といいますか、生かし方については、毎年度構成市町と協議を重ねてこの予算を組むということにしてございます。実は、給水開始以降、減価償却費というものをいただいております。この減価償却費は、将来に備えて本来積み立てるべき額ということになりますけれども、いろいろ過去の経過なんかがありまして、金額は若干異なる部分もありますが、基本的にこの11億円は給水開始して以来積み立てる減価償却費とほぼ同額となっております。本当に理想的な経営体とすれば減価償却費は確実に積み立てをして、その将来の更新時に備えると。一方、収支は赤字にならないということが望ましいのかなというふうには思いますけれども、それにしても私どもも持っている資金を高利回りで運用するとかいうことは現在考えてございませんので、この使い方については償還資金に充てる方法ですとか、いろいろ構成市町と協議を重ねているところでございますが、現在までのところ将来のそういった施設の更新費用に充てるほうが良いというご意見をいただいております、使わないで留保資金として持っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） よくわかりました。減価償却分といいますのはかなりの資産でございますから、毎年の積立額というのは出てくると思います。これは協議されるということですから、その方向性についてはいつころ皆さんにご説明される予定なのか、その点お尋ねをしたいと思います。

あと私ちょっと見方が悪いからだと思うのですが、13ページに損益計算書が出てきます。これは、27年度末の未処分利益剰余金が5億4,000万円ほどございます。普通ですと、これはどういうふうに分するかという処分案が出ると思うのですが、出ていないということなのですけれども、先ほどの質問との関連で考えますと、この当年度未処分利益剰余金についてどういうふうに分うのかどうか。単純にいきますと営業外収益として、市町村補助金として225万1,000円いただいているわけです。これほどの剰余金を出しながら、あるいは先ほど言った11億円ほどの現金をお持ちの当組合にあって、構成市町村から毎年220万円の補助金をいただく必要があるのかと。これ負担金とは別なのもかもしれませんけれども、ちょっとその点疑問に感じましたので、ご説明いただければお願いをしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） この残高の関係の協議につきましては毎年度行ってございまして、関係する部所長会議の際に、ここ3年ぐらいは毎年これぐらになりますと、あるいは

これぐらいになりましたと、使い方として考えられる手だてとしてはこういうものがあるのではないのでしょうかということで、協議の題材としては出させていただいてきているところでございます。その協議は今までも行ってきておりますし、これからも行うということにしてございます。

それから、13ページにあります剰余金の関係でございますが、実はこれは26年度から企業会計の会計方式の変更がございまして、設備投資をする際の補助金の扱いが変わりました。それで、補助金の分をこれはこういう形で計上してございまして、これは実際に現金としてあるものではなくて、ある意味過去にもらった補助金の会計上の整理のためにこういう形をとっているということでございまして、この5億円という剰余金が実際に存在するのではなくて、過去の補助金を会計原則に従って整理をすると、こういう計上の形になるというものでございますので、ここはご理解をいただきたいと思っております。

それで、それでもこの5億円というのが実際になくとも10億円の剰余金があつてということでございますが、この関係市町村の補助金は派遣職員の構成比に係るものでございまして、ちょっとその性質が違うということで、分けてお願いをしているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） ありがとうございます。

最後ですが、この3年間、担当部署で現金、預金の考え方について議論されている経過があるようでありますが、それぞれの構成市町村の負担金というのはいかほどの額を占めているわけですが、これを還元するという考え方があるのかどうか。考えているのかもしれませんけれども、11億円の部分と毎年構成市町村で負担している部分の分担金ですか、分担金の関係で、これぐらいになったら分担金を下げるとか、あるいは年度末に1回お返しをするという形を考えているのか、そこら辺経過としてあればお尋ねして終わりたいと思っております。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

使い方についての構成市町の合意が得られれば、いろいろな使い方が可能ではないかとは思っております。1つは、今回の新年度予算でもお願いをしておりますが、第4条予算については、基本的に支出は過去に借りた借金の返済でございます。この返済に充てるために収入の分というのは、新たな借りかえのお金を、新たに借金して今の借金を返すということでございますので、それには当然金利がかかりますから、それであればこの10億円を活用できないかとか、あるいは現在の水の料金の単価をこのお金を使ってできないかといったようなことは検討に値するのではないかというふうに思われます。

なかなか難しいのは発生の経過と、それからこのお金はどうやってできたかということと、それをどこの部分に有効活用しようかというときに、すっかり同じ負担をした方々に同じ負

担軽減でお戻しするのが理想かと思えますけれども、現在のような片方は水を使っていますけれども、片方は全然水を使っていないとかいうような、まだ最終的な形になっていない中では、そういったことも含めて慎重に議論しながら、有効な使い方が可能であれば実現をしたいというふうには思いますが、それにしても構成市町の同意がなければこれはできませんので、構成市町の意見をよく聞いて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） 1点お聞きしたいと思えます。

経常利益と当年度純利益2,763万7,000円ということで、その他未処分利益剰余金変動額に足しまして未処分利益剰余金が5億4,323万8,875円となりましたが、本来この2,763万7,000円というのは減債基金等々に積むもので、先ほど何かご説明では5億4,323万8,875円は国庫補助金等の会計上のあれで積み立てた部分だとお話ししましたが、なぜそれが2,763万7,000円が積み立てになりまして5億4,323万8,875円になるものかなど、国庫補助金の積立金と説明したのに。まずそれを聞きたいと思えますし、先ほど同僚議員も資金期末残高11億4,351万6,860円、これは端的に言うとも内部留保資金ということでしょうが、私が聞きたいのは先ほど言った5億4,323万8,000円はまずいいとして、こちらのほうの施政方針の5ページに「現在の料金は、平成28年度までの期間として定めたものであることから、平成29年度以降の料金の改定に向けて、準備を進めてまいります」と書いてございます。改定というのは、やはり高くする、安くするということでしょう。そして、先ほどのこの未処分利益剰余金5億4,000万円あって、内部留保資金が11億円あって、改定するのは業績があって経営をやっているのですが、改定するならこれぐらい業績があって安くするのが普通ではないかと、料金を下げると。どういう改定をするかというのを私はただ一つお聞きしたいということでございます。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 5番有住議員のご質問にお答えをいたします。

まず、13ページの件についてはお見込みのとおりでございまして、この金額については決算において減債基金に積み立てることになるのではないかとというふうに考えている金額でございます。

それから、料金改定の作業でございます。ご指摘のとおりでございまして、まだ具体的に上げるか下げるかといったようなことまでは踏み込んでございません。いずれ28年度までということで定めた料金ですので、同じであれ、上がっても下がっても29年度以降は改めて定めるということになります。それは、現在28年までということで条例で定めておりますので、条例改正が必要だということになります。ご指摘のとおり現在の状況が今年度も途中まで続いていけば、料金改定の際に現在よりもお安く提供できる可能性は否定できないと思えますので、それも選択肢に入れて構成市町と協議することになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成28年第1回奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年2月5日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

1 番 千 葉 敦

2 番 廣 野 富 男